

取組の実施状況の公表（大阪府羽曳野市）

令和5年6月12日 公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項に基づき、取組の実施状況を公表します。

1 数値目標の達成状況

登用、配置、育成及び教育訓練関係			
目標項目	数値目標 (時期)	最新値 (時期)	目標設定時最新値 (時期)
管理的地位に占める女性職員の割合	34% (令和7年度)	32.0% (令和4年度)	24.3% (平成27年度)
役職段階に占める女性職員の割合	41% (令和7年度)	38.2% (令和4年度)	33.3% (平成27年度)

2 令和4年度における取組内容

継続勤務及び仕事と家庭の両立関係
<p>相談員の育成</p> <p>(令和4年度における取組)</p> <p>職場におけるハラスメントに関する苦情又は相談の申出に対応するため、市長公室人事課、学校教育室教育総務課、水道局総務課及び市民人権部人権推進課に相談窓口を設置しているところであり、平成29年度から外部機関で実施される相談員育成研修会への派遣等、相談窓口配置される相談員の育成を継続的に行っています。</p> <p>制度周知</p> <p>(令和4年度における取組)</p> <p>育児休業制度の改正にあわせて、「育児介護応援ハンドブック」等で育児休業制度や育児に関する休暇制度、また、介護に関する休暇制度等の周知を図っています。</p>
長時間勤務関係
<p>ワーク・ライフ・バランスへの積極的な取組</p> <p>(令和4年度における取組)</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職場一体となって業務の効率化・意識改革に取り組めるよう、平成29年度から庁内イントラネットを活用した啓発を継続的に行っています。</p>